議案第42号

鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例及び鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業 助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例及び鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正することについ

て、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例及び鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例

(鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例の一部改正)

第1条 鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例(平成14年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

及	出	緻	及	田	温
附削			附 則		
			この条例は、平成14年	平成14年4月1日から施行する。	42.
(施行期日)					
1 この条例は、平成1	この条例は、平成14年4月1日から施行する。	近する。			
(補助金の額の特例)					
2 平成26年4月1日次	から平成31年3月31	平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間に交付の決			
定を受ける補助金の額は、第4条の規定にかかわらず、	額は、第4条の規定	ごにかかわらず、同条に			
規定する経費の額に、	3分の2 (知事が別	規定する経費の額に3分の2 (知事が別に定める補助金にあっ			
ては、3分の1)を	を乗じて得た額以下とする。	: 4 %.			
(鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部改正)	閱模修繕等促進事業	篗助成条例の一部改正)			
第2条 鳥取県私立高等学林	校等大規模修繕等仮	鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例(平成17年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。	宇鳥取県条例第7号)の一	部を次のように改	正する。
次の表の改正前の欄に	掲げる規定を同表の	次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	に、下線で示すように改正	, 5 5 6	
· · · · ·	범	緻	松	범	温

(補助金の額)	(補助金の額)
第4条 補助金の額は、大規模修繕等に要する経費の額(知事が	第4条 補助金の額は、大規模修繕等に要する経費の額(知事が
別に定める額を限度とする。)に3分の1 (知事が別に定める	別に定める額を限度とする。)に <u>大規模な修繕にあっては</u> 3分
補助金にあっては、6分の1)を乗じて得た額以下とする。	01を、耐震改修にあっては 6 分の 1 を乗じて得た額以下とす
	°
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
1 略	1 略
(この条例の失効)	(この条例の失効)
2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。	2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。
3 略	3 略
附 則	
(施行期日)	
この条例は、平成26年4月1日から施行する。	

(経過措置)

この条例の施行の日以後に交付の決 定を受ける私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金(以下「補助金」という。)について適用し、同日前に交付の決定を受けた補助金 第2条の規定による改正後の鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例第4条の規定は、 については、なお従前の例による。 2